

亀山市選挙管理委員会告示45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定による選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年8月20日

亀山市選挙管理委員会  
委員長 山内 秀喜

50分の1の数	781
6分の1の数	6,506
3分の1の数	13,012